

## 東大和市民会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
東大和市民会館
- 2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者  
所在地 東京都千代田区三番町2番地  
名 称 株式会社コンベンションリンクージ  
代表者 代表取締役 平 位 博 昭
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 東大和市民会館の指定管理業務に関する基本協定書【原案】

東大和市（以下「委託者」という。）と 以下「受託者」という。）とは次のとおり東大和市民会館（以下「市民会館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

この場合において、本協定中、委託者を代表する執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、東大和市長又は東大和市教育委員会とする。

### 第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、委託者と東大和市民会館条例（平成12年条例第49号。以下「条例」という。）第16条第4項の規定により指定管理者に指定された受託者が相互に協力し、市民会館を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 委託者及び受託者は、市民会館の管理を指定管理者である受託者に行わせることの趣旨について、民間事業者たる受託者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する芸術文化サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域文化の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 受託者は、市民会館の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設の管理業務（以下、「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 委託者及び受託者は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

2 委託者及び受託者両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仕様書 東大和市民会館指定管理者募集要項に示された管理業務に係る仕様書をいう。
- (2) 指定管理委託料 委託者が受託者に対して支払う管理業務の実施に関する対価をいう。
- (3) 年度協定 本協定に基づき各年度の業務内容の詳細及び各年度の指定管理委託料を定めるために委託者と受託者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (4) 基本事業計画書 指定管理者の公募時における受託者の提案を基に委託者及び受託者協議の上調製する指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書をいう。
- (5) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づく各年度の管理業務の実施に係る事業計画書をいう。
- (6) 不可抗力 天災（地震、落雷、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他委託者及び受託者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者の増減は不可抗力に含まないものとする。
- (7) 独自事業 本協定に規定した管理業務以外の業務で、受託者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(管理物件)

第6条 受託者が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別紙「管理物件一覧」に定めるとおりとする。

2 受託者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

(指定期間)

第7条 受託者が管理業務を実施する指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第2章 管理業務の範囲と実施条件

(管理業務の範囲)

第8条 受託者が行う条例第18条に規定する管理業務の範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民会館の休館日及び開館時間の変更等に関すること。

- (2) 市民会館の利用の承認に関すること。
- (3) 管理物件の維持管理に関する業務
- (4) 自主事業に関する業務
- (5) 管理物件への特別な設備等の設置及び器具等の持込みの承認に関すること。
- (6) 利用料金の収受、減額、免除及び還付に関すること。
- (7) その他

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 市民意見の聴取及び反映
- エ 自己評価の実施
- オ 指定期間終了にあたっての引継ぎ
- カ その他本業務を行う上で必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の内容は別紙仕様書及び受託者から提出された基本事業計画書に定めるとおりとする。

(委託者が行う業務の範囲)

第9条 次に掲げる業務については、委託者が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 市民会館の目的外使用許可
- (2) 管理物件の修繕（第15条第1項の規定による。）

(業務の要求水準)

第10条 受託者が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない水準（以下「業務の要求水準」という。）は、仕様書及び業務要求水準書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務の要求水準の変更)

第11条 委託者又は受託者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた管理業務の範囲及び第10条で定めた業務の要求水準の変更を求めることができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 管理業務の範囲又は業務の要求水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 管理業務の実施

(管理業務の実施基準)

第12条 受託者は、関係法令のほか、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って管理業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、これらの事業計画書に示された水準によるものとする。

#### (委託等の制限)

第13条 受託者は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対して、第三者に委託し、請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 受託者が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受託者が負担するものとする。

#### (法令上の責任)

第14条 受託者は、受託者の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上全ての責任を負って従業員を管理するものとし、これらの責任を委託者に及ぼさないものとする。

#### (施設等の修繕等)

第15条 施設又は設備の修繕については、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては委託者が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、各年度の指定管理委託料に計上された修繕費の範囲内で受託者の責任において実施するものとする。ただし、緊急を要する等の理由で50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕を行う場合は、委託者とあらかじめ協議するものとする。

2 受託者は、各年度に実施した修繕について、各年度末日にその支払いの内訳を明らかにし、精算するものとする。

- 3 受託者は、前項の精算において、支払いを受けた指定管理委託料のうち修繕費に  
残金が生じた場合は、委託者に返納しなければならない。
- 4 各年度の指定管理委託料に計上された修繕費を超えて受託者が実施すべき修繕  
事案が発生した場合は、委託者及び受託者が協議して対応するものとする。

(緊急時の対応)

- 第16条 受託者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事  
態が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事  
項を定めなければならない。
- 2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、  
委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
  - 3 緊急事態が発生した場合は、受託者は委託者と協力して事故等の原因調査に当た  
るものとする。

(災害等応急活動)

- 第17条 受託者は、災害等が発生した場合、東大和市地域防災計画に基づき委託者  
が行う応急対策等に協力するものとする。
- 2 前項に定める協力業務内容は次に掲げるとおりとする。
    - (1) 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
    - (2) 利用者の避難及び救護に関すること。
    - (3) 施設等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。
    - (4) 前各号に掲げるもののほか、委託者が協力要請をした事項
  - 3 受託者は、前項第4号に掲げる協力要請がない場合においても、災害時の状況に  
応じて、緊急の必要があると認める場合は、市民等の安全確保のため、自らの判断  
により、適切な災害対応に努めるものとする。

- 第17条の2 受託者は、前条の規定により、損害・損失や費用負担が発生した場合  
には、委託者に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合にお  
いて、委託者は、その求めに応じなければならない。
- 2 委託者は、前項の受託者との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で受  
託者の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

(暴力団の利用の排除)

- 第18条 受託者は、市民会館の利用許可に関して、暴力団（東大和市暴力団排除条  
例（平成24年条例第37号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に  
規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、委託

者と協議の上、暴力団排除条例に基づき適切に事務を処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通用及び報告の義務)

第19条 受託者は、管理業務の実施にあたって、暴力団員等（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(情報管理・情報公開)

第20条 受託者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）の規定を遵守するほか、管理業務の実施に関して知り得た個人の情報の漏洩、滅失及び毀損の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために、別記2「個人情報の取扱いに係る特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、次に掲げる事項について、施設内での資料の備え付けその他の方法により適時公表するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況（管理物件の維持管理状況等）
- (2) 施設の利用状況（利用者数、利用率等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況等）
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 利用者の意見、要望

(近隣対策)

第21条 受託者は、市民会館の管理運営に当たっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

2 市民会館の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、受託者は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において受託者は問題発生時及び解決時それぞれ状況を委託者に報告するものとし、必要に応じて委託者と協議するものとする。

#### 第4章 備品等の扱い

(委託者による備品等の貸与)

第22条 委託者は、別紙に定める「備品一覧」に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を無償で受託者に貸与するものとする。

- 2 受託者は、指定期間中において、備品等（I種）を常に良好な常態で保たなければならない。
- 3 備品等（I種）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、委託者は受託者との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を調達するものとする。
- 4 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により備品等（I種）を毀損滅失したときは、委託者との協議により、委託者に対しその費用を弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能および価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。
- 5 備品等（I種）の修繕については、第15条の規定を準用する。

(受託者による備品等の購入等)

第23条 受託者は、管理業務の実施に供するために必要な備品等（以下「備品等（II種）」という。）を購入し、又は調達するものとする。

- 2 前項の規定により受託者が自己の費用で購入し、又は調達した備品等（II種）は、受託者に帰属するものとする。ただし、受託者が委託者と事前に協議し、指定管理委託料により購入した備品等は、委託者に帰属するものとする。

## 第5章 業務実施にかかる委託者の確認事項

(事業計画書)

第24条 受託者は、受託者の提案を基に委託者と協議の上調製した基本事業計画書に基づき管理業務を実施するものとする。

- 2 受託者は、毎年度委託者が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び収支予算書を提出し、委託者の承認を得なければならない。
- 3 委託者及び受託者は、基本事業計画書又は年度事業計画書等を変更する必要があるときは、委託者と受託者の協議により、決定するものとする。

(事業報告書)

第25条 受託者は、管理業務に関し毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、委託者の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理状況（修繕等の状況）
- (2) 施設の利用状況（利用者数、利用率、利用不承認の件数・理由等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況及び課題分析等）



(4) 利用料金その他管理経費等の収支状況

(5) その他委託者が指示する事項

2 受託者は、委託者が第41条から第44条までの規定に基づいて年度途中において受託者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定管理者を取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 受託者は、毎月の管理業務に関し翌月の末日までに次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、委託者の確認を得なければならない。

(1) 管理物件の維持管理状況（修繕等の状況）

(2) 施設の利用状況（利用者数、利用率、利用不承認の件数・理由等）

(3) 事業の実施状況（実施した事業の状況）

(4) 利用料金の状況

(5) その他委託者が指示する事項

4 委託者は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

(業務の実施状況の確認と改善勧告)

第26条 委託者は、事業報告書の確認のほか、受託者による管理業務の実施状況を確認することを目的として随時、管理施設に立ち入ることができる。また、委託者は受託者に対して管理業務の実施状況や収支状況等について説明を求めることができる。

2 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び第1項の規定による確認の結果、受託者による管理業務の実施が業務の要求水準を満たしていない場合は、委託者は受託者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 受託者は、前項の規定による改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査)

第27条 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、管理業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第8項の規定により、受託者に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

3 受託者は、第1項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

## 第6章 指定管理委託料

(指定管理委託料の支払い)

第28条 委託者は、管理業務の対価として、受託者に対して指定管理委託料を支払うものとする。

2 全指定期間に係る指定管理委託料の総額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。

3 前項の全指定期間に係る指定管理委託料の総額は、これを保証するものではない。

4 指定管理委託料の支払方法等については、年度協定で定めるものとする。

(指定管理委託料の変更)

第29条 委託者又は受託者は、第11条第1項の規定による変更、並びにその他のやむを得ない事由により、当初合意された指定管理委託料が不相当となると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理委託料の変更を申し出ることができるものとする。

2 委託者又は受託者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

## 第7章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第30条 管理業務に係るリスク分担については、別記1「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、本協定の条項に特別の定めがある場合は当該条項によるものとし、リスク分担表に定めのないリスクについては、委託者及び受託者が協議してその分担を定めるものとする。

2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか次条から第33条までに定めるところによる。

(保険)

第31条 受託者は、管理業務の実施にあたり、委託者又は受託者が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

委託者	火災保険 施設賠償責任保険
受託者	施設賠償責任保険

2 受託者は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに委託者に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第32条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を委託者に賠償しなければならない。ただし、委託者が特別の事情があると認めたときは、委託者はその全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第33条 管理業務の実施において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由又は委託者及び受託者双方の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りでない。

2 委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 前2項に定めるところによるほか第三者への賠償については、民法（明治29年法律第89号）及び国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応)

第34条 受託者は、管理業務に関し、利用者又は市民から苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟を提起されたときは、委託者と協議の上誠実に対応しなければならない。

2 前項に規定する対応により発生した増加費用については、受託者の負担とする。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第35条 受託者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を委託者に申し出なければならない。

2 受託者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、委託者は、受託者に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、委託者と受託者は、管理業務の継続について協議するものとする。

4 受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力

により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第36条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失又は増加費用が発生した場合は、受託者はその内容や程度の詳細を記載した書面により委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、前項の通知を受けた場合、損害等の状況の確認を行った上で委託者と受託者の協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で委託者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第37条 第35条第3項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなると認められた場合は、受託者は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定の定める義務を免れるものとする。

- 2 受託者が不可抗力により業務の一部を実施できなくなった場合、委託者は受託者との協議の上、受託者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第38条 受託者は、指定期間の満了に際し引継書を作成し、委託者又は委託者が指定する者に対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 委託者は、必要と認める場合には指定期間の満了前に、受託者に対して委託者又は委託者が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第39条 受託者は、指定期間の満了までに、管理物件を原状(管理業務を開始する前の状態をいう。)に回復し、委託者に対し管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者が認めた場合には、受託者は管理物件の原状回復を行わずに、別途委託者が定める状態で委託者に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第40条 指定期間の満了に際し、備品等（Ⅰ種）については、受託者は委託者又は委託者が指定する者に対して引継がなければならない。

2 指定期間の満了に際し、備品等（Ⅱ種）については、原則として受託者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、委託者と受託者の協議において両者が合意した場合、受託者は委託者又は委託者が指定する者に対して引継ぐことができるものとする。

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(委託者による指定の取消し)

第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 委託者に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。
- (2) 管理業務に関する委託者の指示に従わなかったとき。
- (3) 関係法令、条例又は本協定に違反したとき。
- (4) 応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者指定申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申し立てをし、又は申し立てをされたとき。
- (7) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (8) 組織的な違法行為が行われる等、管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受託者による管理業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。

2 委託者は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする場合は、事前に東大和市行政手続条例（平成9年条例第8号）に基づく聴聞手続を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受託者に損害・損失や増加費用が生じても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 暴力団であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者かを問わず、事務所の業務を統括する者（事務所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第19条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。

(受託者による指定の取消しの申出)

第43条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託者に対して指定の取

消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 委託者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
  - (2) 委託者の責めに帰すべき事由により受託者が損害又は損失を被り、その損害を委託者が賠償しないとき。
  - (3) 受託者が自らの経営状況から判断して、又は受託者の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。
  - (4) その他、受託者が必要と認めるとき。
- 2 委託者は前項の申出を受けた場合、受託者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 委託者又は受託者は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果やむを得ないと判断された場合、委託者は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の取消しによって受託者に発生する損害・損失及び増加費用の負担は、合理性が認められる範囲で委託者が負担することを原則として委託者と受託者の協議により決定するものとする。

(指定の取消し等に伴う措置)

第45条 受託者は、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に指定管理委託料が支払われているときは、当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた指定管理委託料として委託者が計算して定める金額を、委託者の指定する期日までに委託者に返還しなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第46条 第38条から第40条までの規定は、第41条から第44条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、委託者及び受託者が合意した場合はこの限りでない。

## 第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第47条 受託者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(連絡調整会議等の設置)

第48条 委託者及び受託者は、管理業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、委託者と受託者の協議により別に定める。

(管理業務の範囲外の業務)

第49条 受託者は、管理施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により独自事業を実施することができるものとする。

2 受託者は、独自事業を実施する場合は、委託者に対し事業計画書（以下「独自事業計画書」という。）を提出し、事前に委託者の承認を受けなければならない。その際、委託者と受託者は必要に応じて協議を行うものとする。

3 委託者と受託者は、独自事業を実施するに当たっては、独自事業の実施条件等について別途協定を締結するものとする。

4 受託者は、独自事業計画書を変更するときは、事前に委託者の承認を受けなくてはならない。

(請求、通知等の様式その他)

第50条 本協定に関する委託者及び受託者間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き文書により行わなければならない。

(協定の変更)

第51条 委託者及び受託者は、管理業務に関し、特別な事情が生じたときは委託者と受託者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は急を要するものを除き、協定変更予定日の6ヶ月前までに行うものとする。

(管轄裁判所)

第52条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(解釈)

第53条 委託者が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、委託者が受託者の責任において行う



べき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第54条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し委託者及び受託者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

仮協定締結日

令和 年 月 日

協定締結日

令和 年 月 日

委託者（地方公共団体）

所在地：東京都東大和市中央3丁目930番地

名称：東大和市

代表者：東大和市長

東大和市教育委員会

受託者（指定管理者）

所在地：

名称：

代表者：

## 東大和市民会館の指定管理業務に関する個人情報の取扱いに係る特記事項

### (基本的事項)

第1条 東大和市民会館の指定管理業務に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき個人情報を取り扱う業務を行う者(以下「受託者」という。)は、基本協定書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより個人情報を適正に取り扱うため、この特記事項に定める事項に従って基本協定書に基づく業務を履行しなければならない。

### (安全管理措置)

第2条 受託者は、基本協定書に基づく業務に伴い取得した個人情報につき、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (適正な使用)

第3条 受託者は、基本協定書に基づく業務に伴い取得した個人情報につき、当該業務の範囲を超えた加工、再生又は保管をしてはならない。

### (従事者の範囲等の明確化)

第4条 受託者は、従事者、従事者の作業範囲、作業場所、作業責任区分等を明確にしておかなければならない。

### (収集の制限)

第5条 受託者は、基本協定書に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の処理に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (秘密の保持)

第6条 基本協定書に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### (従事者に対する教育研修及び監督)

第7条 受託者は、基本協定書に基づく業務の従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項に定める遵守すべき事項その他基本協定書の適切な履行に必要な教育研修を実施し、及び当該従事者を監督しなければならない。

### (目的外利用等の禁止)

第8条 受託者は、東大和市(以下「委託者」という。)の指示又は承諾のある場合を除き、基本協定書に基づく業務に関して知り得た個人情報を他の業務に使用し、又は第三者に

## 別記2

提供してはならない。

### (再委託の禁止及び許諾)

第9条 受託者は、委託者の許諾を得ないで、基本協定書に基づく業務の全部又は一部の再委託をしてはならない。

2 受託者は、再委託をする必要がある場合は、再委託先の名称、再委託をする理由、再委託をして処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託をする旨を委託者に申請し、その許諾を受けなければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に基本協定書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 前2項の規定は、再委託をされた業務が更に委託された場合に準用する。

### (持ち出しの禁止)

第10条 受託者は、個人情報が記録されている媒体を第4条により明確にした作業場所から持ち出してはならない。ただし、委託者の承諾がある場合はこの限りではない。

### (複写等の禁止)

第11条 受託者は、委託者の指示又は承諾のある場合を除き、基本協定書に基づく業務を行うために委託者から貸与を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料の返還義務)

第12条 受託者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、基本協定書に基づく業務を処理するために委託者から貸与を受けた個人情報及び当該業務の履行により発生した個人情報に係る資料の全てを委託者に返還又は引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者と受託者とが協議の上、受託者が個人情報を廃棄する場合には、焼却、溶解、裁断その他の方法により、復元不可能な状態にして処分するものとし、その旨書面により提出しなければならない。

### (特定個人情報等を取り扱う委託)

第13条 受託者は、特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う場合には、設備、技術水準、従事者に対する教育研修及び監督の状況、経営環境等をあらかじめ書面により委託者に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、事務の性質又は目的により必要

## 別記2

がないと認められる事項については、この限りでない。

### (立入調査等)

第14条 委託者は、基本協定書に基づく業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するために、受託者に対して立入調査をし、又は報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は報告の求めがあったときは、受託者は、これに従わなければならない。

### (事故発生時の報告義務)

第15条 受託者は、基本協定書に基づく業務の遂行中に事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

### (指定の取消し及び損害賠償)

第16条 委託者は、受託者がこの特記事項に定める事項に違反したときは、基本協定書第41条に基づいて、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること及び損害の賠償を請求することができる。

### (秘密の保持等の義務違反に対する措置)

第17条 受託者において、個人情報の保護に関する法律に定める秘密の保持等の義務に違反があったときは、同法第176条及び第180条の規定により懲役又は罰金に処せられることがある。

### (被使用者への周知)

第18条 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

### (報告書の提出)

第19条 指定管理者は、指定の期間の終了後、個人情報取扱業務における個人情報の保有状況報告書を提出するものとする。

### (個人情報の貸与等)

第20条 指定管理者が個人情報取扱業務の執行上、やむを得ず委託者から個人情報の貸与を受ける必要がある場合、貸与を受けた年月日、個人情報の内容及び数量並びに管理責任者を記載した受領書を委託者に提出しなければならない。

## 別記2

(その他)

第21条 この特記事項に掲げるもののほか、当該事務の性質又は目的により委託者が必要と認める個人情報の保護に関する事由が生じた場合又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議を行い必要な措置を講じるものとする。